

## やまぐちの農水産物需要拡大協議会広告実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、やまぐちの農林水産物需要拡大協議会（以下「協議会」という。）の所有する資産を広告媒体として有効活用することにより、新たな財源を確保し協議会事業の活性化等を図るため、協議会資産に掲載する広告の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協議会資産協議会が所有権その他の権利を有し、又は有することとなる財産、物品その他の物件をいう。
- (2) 広告媒体次のアからウに掲げる協議会資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
  - ア 印刷物
  - イ WEB ページ
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、会長が適当と認める協議会資産
- (3) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

### (広告掲載の基準)

第3条 広告掲載は、協議会の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ協議会資産の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
  - (4) 政治性のあるもの（選挙に関係するものを含む。）
  - (5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
  - (6) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
  - (7) 個人又は法人の名刺広告
  - (8) 良好な景観の形成及び風致を害するおそれのあるもの
  - (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
  - (10) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
  - (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
  - (12) 前各号で掲げるもののほか、協議会資産に掲載する広告として適当でないと認められるもの
- 3 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、山口県広告掲載基準の例による。

### (対象広告媒体の選定等)

第4条 広告掲載を行う広告媒体及びその方法は、別に定める。

### (広告料)

第5条 広告掲載は有料とし、広告料は広告媒体ごとに別に定める。

### (広告の規格等)

第6条 広告の規格、募集方法その他広告事業の実施に関し必要な事項について、広告媒体ごとに別に定める。

### (広告主の責任)

第7条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 前項に関する経費は、広告主の負担とする。

3 掲示物等で、設置及び撤去の費用が必要な場合、当該経費は、広告主の負担とする。ただし、別に定めがある場合は、この限りでない。

4 広告主は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、協議会に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

### (広告掲載の取消し)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が協議会の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(3) 広告の見込みに当たって、虚偽の内容があったとき。

(4) 広告主の倒産・破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。

(5) 広告主が書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき。

(6) 広告主が別に定める規制業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。

(7) 協議会の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

2 前項第1号から第6号に該当したことにより、広告の撤去等が必要になったときは、その費用は広告主が負うものとする。

### (広告料の還付)

第9条 既納の広告料は還付しない。ただし、会長は、広告主が広告料を納付後、広告主の責めに帰さない理由により、当該広告の掲示を行わなかった場合は、当該広告料を還付するものとする。

### (広告掲載の可否)

第 10 条 広告媒体への掲載の可否については、第 3 条の規定に基づき、事務局において審査の上、事務局長が決定するものとする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。